

未成年者の行為能力に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 未成年者 A が法定代理人 B の同意を得ずに C から 300 万円の贈与を負担なしで受けた場合、B は A・C 間の贈与契約を取り消すことができる。
2. 未成年者 A が法定代理人 B から営業の種類を特定して営業を許された場合、B はいかなる理由があっても、その営業に関する許可を取り消すことはできない。
3. 未成年者 A が法定代理人 B の同意を得ずに自己所有の不動産を C に売却する契約を締結した場合、A は B の同意を得なくても、この契約を単独で取り消すことができる。
4. 未成年者 A が法定代理人 B の同意を得ずに自己所有の不動産を C に売却する契約を締結し代金を受領したが、B がこの契約を取り消した場合、A が代金の一部を浪費していたときでも、A は代金の全額を C に返還しなければならない。
5. 未成年者 A が法定代理人 B の同意を得ずに C と売買契約を締結した。A も B もこの契約を取消可能であると知らなかった場合でも、契約締結時から 5 年を経過したときは、取り消すことはできない。